

学生の海外派遣研修における本学と学外実施機関等との
合意書締結に関する取り扱いについて

制 定 2003年2月6日

最終改正 2015年4月1日

エクステンションセンターが行う学生の海外派遣研修における学外実施機関等との合意書締結は、この取り扱いの定めるところによる。ただし、本学とすでに締結、あるいは今後締結する海外大学等との学術交流協定に基づくもの、並びに学群（学部）・学類（学科）等で実施する学生の海外派遣研修はこの限りではない。

1. 合意書締結の目的

海外派遣研修が組織的かつ実質的に推進されることにより、そのいっそうの効果が図られることを目的とする。

2. 海外派遣研修の目的

本学学生に外国の産業、生活および文化を体験させることによって、国際的視野を持った学生の育成を図ることを目的とする。

3. 学外実施機関等の定義

本学の海外派遣研修の目的に合致する学外の実施団体および組織とする。

4. 合意書の作成

合意書の内容は、原則として次の事項について定める。

- (1) 目的
- (2) 派遣国
- (3) 派遣人数
- (4) 研修期間
- (5) 研修生の選考
- (6) 実施機関の責務
- (7) 本学の責務
- (8) 派遣経費
- (9) 緊急時の対応
- (10) その他、重要と思われる事項

5. 合意書締結およびその改廃

合意書締結およびその改廃を行った場合は、評議会に報告する。

6. この取り扱いの事務は、エクステンションセンターで取り扱う。

7. この取り扱いの改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この取扱いは、2003（平成15）年2月6日から適用する。

附 則

この取り扱いは、2008（平成 20）年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この取り扱いは、2012（平成 24）年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この取り扱いは、2015（平成 27）年 4 月 1 日から適用する。